

関管総第147号

令和8年6月26日

関東信越税理士会

茨城県支部連合会 会長 殿

関東信越国税不服審判所長

徳田 郁生

国税審判官（特定任期付職員）の募集に関するお願い



初夏の候、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から国税不服審判所の運営に関しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としています。

このような中、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する税理士等の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として積極的に登用しており、本年も別添のとおり募集を行うこととしています。

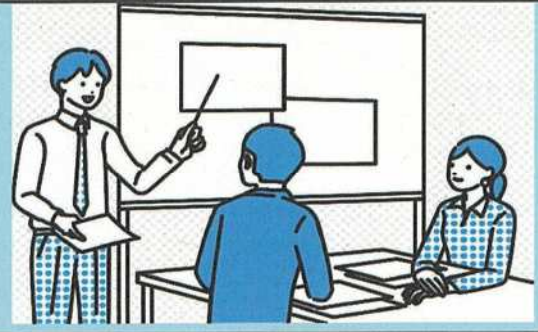
貴連合会におかれましては、これまでも特定任期付職員の募集に関する取組にご尽力いただいているところでありますが、引き続き、下記のような取組につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

特にご協力いただきたい取組については、別紙をご参照いただきますようお願いいたします。

記

- 1 貴連合会の会報等への特定任期付職員の募集記事の掲載
- 2 貴連合会の会員に対する特定任期付職員の応募への働きかけ
- 3 特定任期付職員募集に関する説明会や研修会等の開催

## 国税審判官募集（特定任期付職員）



国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度の専門的知識や経験等を有する方を、国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

### 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

### 応募条件

- ① 弁護士、税理士、公認会計士又は大学の教授若しくは准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
  - ② 職務を遂行するために必要とされる高度の専門的知識経験又は優れた識見を有すると認められること
- ※ 「国税に関する学識経験」の程度など、応募条件の詳細については、国税不服審判所ホームページの「国税審判官（特定任期付職員）募集」から「募集要項」及び「Q&A」をご参照ください。

### 採用条件

採用形態	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
採用人数	15名程度
採用日	令和9年7月10日
任用期間	原則として3年間（更新あり）
勤務地	全国各地の国税不服審判所の支部（又は一部の支所）
給与	任期付職員法に基づき支給（年収 920 万円から 1,100 万円程度を予定）

### 応募・選考

応募期間 **令和8年8月1日(土)から10月19日(月)まで**（消印有効）

応募方法 国税不服審判所ホームページに掲載している所定の履歴書に必要事項を記入の上、資格証明書の写しと併せて、下記の宛先までメール又は郵送にてご提出ください。

選考方法 書類選考及び面接試験

### 募集説明会(オンライン)

国税審判官（特定任期付職員）への応募を検討されている方に向けて、募集説明会（オンライン）を開催いたします。その他、募集に関する詳細は、国税不服審判所ホームページ（任期付職員）募集」ページをご参照ください。



お問い合わせ先  
（応募書類宛先）

国税不服審判所 管理室 総務係  
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省本庁舎4階）  
電話：03-3581-4101（代表）  
メールアドレス：saiyo-shinpan@kfs.nta.go.jp